

お客様各位

2024年8月2日
株式会社浜松新電力

「酷暑乗り切り緊急支援」について

令和6年6月21日の岸田内閣総理大臣記者会見において、「酷暑乗り切り緊急支援」として、令和6年9月、10月及び11月の3か月における使用分について、電気・ガス料金の補助を行う旨の発表がありました。詳細につきましては、以下のとおりお知らせいたします。

1.概要

毎月の電気料金計算において、燃料費調整単価から国が定める値引き単価を差し引いた単価を反映させます。毎月の値引き額については電気料金内訳書等にてお知らせいたします。

本特別措置の適用にあたり、お客さま自身でのお手続きは不要です。

2.対象となるお客さま

当社と低圧・高圧の電力売買契約があるお客さま。

3.適用期間

令和6年9月使用分の電気料金（9月分としてご請求する電気料金）から11月使用分（12月分としてご請求する電気料金）まで。

4.国が定める値引き単価

| 値引き期間 | 低圧 | 高圧 |
|---------------------|----------|----------|
| 令和6年9月使用分から10月使用分まで | 4.0円/kWh | 2.0円/kWh |
| 令和6年11月使用分 | 2.5円/kWh | 1.3円/kWh |

なお、定額制のご契約のお客さまには、別途値引き単価を定めます。

5.本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

《経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト》

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

《お問い合わせ窓口》

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

T E L . 0120-013-305

【受付時間】 全日 9時から 17時まで（年末年始を除く）

岸田内閣総理大臣記者会見

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2024/0621kaiken.html